

くらしと協同の研究所

第 26 回総会 議案書

開催日：2018年6月30日（土）17:00～17:40

会 場：コープイン京都

京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル井筒屋町 411
TEL 075-256-6600

（ご注意）

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00～16:30 同会場で開催します。
- ・詳細は「第 26 回総会記念シンポジウムご案内」をご覧下さい。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0857
京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4F
TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037
Email kki@ma1.seikyou.ne.jp (← ma1 の 1 は数字です)
URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

第 26 回総会議案と議事次第

議 案 第 1 号議案 2017 年度 活動のまとめ、会計報告
第 2 号議案 2018 年度 活動方針及び予算

議事次第 一、開会・議長確認
二、議事録署名人の選出
三、議案提案と審議、採決
第 1 号議案、第 2 号議案

同 審議
同 採決

四、閉会

※総会終了後、18:00 より懇親交流会を開催いたします。

第 26 回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 若林靖永

昨年、的場理事長からバトンタッチし、新たな体制でこの 1 年間、くらしと協同の研究所の運営と活動をすすめてきました。

昨年の大幅な運営体制の見直しで、運営委員会は常任理事会の下で日常的な執行に当たることとし、常任理事会→運営委員会という責任の所在を明確にすることになりました。また、事業活動の意思決定機関でありかつ研究交流の場でもあった研究委員会の機能を分離し、意思決定機能は常任理事会→運営委員会に委譲し、新たな研究交流の場として「くらしと協同全体研究会」を設置し、これにともない研究委員会は廃止されました。

この 1 年間は、これらの新しい運営方法を新しいメンバーで確実にていねいにすすめていくよう努めてきました。理事会や常任理事会ではこれから研究所に求めることはないか、フリーに話し合う機会を設けるように努めています。運営委員会は、事務局と合同で研究所の日常執行全般に取り組んでいます。3 月には初めての研究者交流の場として「くらしと協同全体研究会」が開催され、協同組合研究の課題について討議が行われました。

現代社会におけるさまざまな諸課題に対してさまざまな協同で求められるようになっており、協同組合は自らを変えることでそのような社会的課題にどう貢献するかが問われています。このような状況認識のもとで、くらしと協同の研究所もまた自らの役割・使命を再定義し、調査研究、研修等の事業を推進していくことが求められています。

会員のみなさまにも、これまでの研究所の成果をふまえ、新たな組織改革が契機となって多くの成果を産みだしていくよう、ともに研究所活動にご参加いただきたいと願っています。

第1号議案 2017年度活動のまとめ、会計報告

2017年度 活動のまとめ

組織改革全体の振り返り

組織運営は次世代若手研究者に委ね、研究活動は創立以来の研究者を含む全員で取り組むことで、世代継承を実現して行く事を目的に2017年度、組織改革を行いました。

これまで日常の業務執行の中心であった運営委員会は研究委員会によって選出されていましたが、今回の改革により、運営委員会は常任理事会の下で日常的な執行に当たることとしました。

また、研究委員会を廃止し、研究委員は研究員と名称変更し公募登録しました。新たな研究交流の場として「くらしと協同全体研究会」を設置しました。

① 理事会でも世代継承が進み、9名が新しく理事として就任しました。理事会、常任理事会ではテーマを設定し、フリートークの時間を設けて意見交流をおこないました。

企画委員会では研究者3名全員、新しい研究者で担いました。企画委員会では、テーマを決めて実践家の委員から意見を出してもらい、全体で論議を深めました。このことで、単協の問題意識や研究者への要望などを出していただくことができました。

② 執行機関である運営委員会は、研究者4名、事務局3名で構成し、ほぼ毎月開催する事で、日常の様々な運営を中心的に担いました。公募研究会の審査、研究員申請の承認、次期総会記念シンポジウムのテーマ・内容の検討、くらしと協同全体研究会の企画など、研究所のほぼすべての分野において運営・提案や、進捗状況の共有・確認を行いました。

③ 総じて、組織改革によって、若手・新任の研究者による運営がすすみ、今年度方針にそった取り組みが進みました。若手研究員の登録も11名増えています。若手の集いへの新たな研究者の参加や『くらしと協同』の執筆も若手研究者つながりが増えてています。

一方で、運営委員を担当した研究者が、理事、編集委員、企画委員を兼任する事になり、一部の研究者に負担が集中する事になりました。そのため会議開催等の日程調整が難しい状態でした。事務局3名が総入れ替えで不慣れであったこともあります。

来年度に向けては一部の研究者が複数の委員会を兼任している状態を改善する事が課題です。そのためにも研究員登録者などに広く参加していただく事が必要となっています。

分野別課題の振り返り

I. 調査研究活動の推進

1. 研究活動の活性化

(1) 研究会のあり方の整理

基幹研究会→基幹研究会

自主研究会→公募研究会（2年を限度に活動、年度ごとに援助金支給）

自主研究会（援助金なし、研究所の資源活用ができる）

(2) 基幹研究会

・生協労働研究会

第1クール 2017年12月まで

第25回総会記念シンポジウム1日目の企画内容を検討、実施しました。

生協労働実態調査のため、職員意識調査を実施する予定になっていましたが、実際のアンケートの実施は2018年2月になり、当初予定より遅れました。

（意識調査対象生協 大阪よどがわ市民生協・委託会社クーバル）

生協労働研究会は、第2クールとして2018年1月～2020年1月にかけて引き続き基幹研究会として研究活動を行います。

生協、医療生協も含めた調査分析をもとに生協労働論の構築につなげます。

・新基幹研究会を立ち上げていきます。

(3) 公募研究会

これまで自主研究会としていた研究会を新たに公募研究会と名称を変更し、改めて募集をしたところ、以下の3つの公募研究会の応募があり承認されました。

○買い物支援研究会

買い物困難層が各地で一層増大していく。協同組合による、買い物困難層解消を中心とした、いつまでも住みつづけられる地域づくりの手立てを考えたい。

○新しい協同の研究会

『平和とより良き生活のために』、この理想に、65年たった現在、この平和は、より良

き生活の理想は果たされたのか、近づいているのだろうか、について検証しつつ。協同組合とは、を探る。

○「物」の整理研究会

高齢期を主体的に生きるためのポジティブな「物」の整理を考える。

(4) 自主研究会

2017年度より新設した「自主研究会」は、研究所からの援助金はでませんが、研究所に研究会として登録することで研究所の資源（書籍・発行物・個人、団体の会員との相互連携他）を活用していただく事を目的に創設しましたが、登録はありませんでした。

2. くらしと協同全体研究会

従来の研究委員会を廃止し、研究者の交流を目的として新たに設けました。

企画内容を運営委員会で検討し、3/25(日)にコープ御所南会議室に於いて開催しました。

【参加者】

研究員	16名
個人・団体会員	8名
非会員	1名
事務局	2名
計	27名

3つの公募研究会から研究内容の報告をしていただきました。また、大高研道先生に「次世代の協同組合研究を考える」と題して基調講演をしていただき、それを受け、5名の研究者でパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションには大高研道先生、小田巻 友子先生、田中秀樹先生、中川雄一郎先生、二場邦彦先生に御登壇いただきました。

参加者からは「くらしの諸側面の最新の動向が具体的に提示され、生協の課題が明確になり、生協役職員として勉強になりました。」「私は協同組合の研究者ではないのですが、協同組合研究の整理はわかりやすく、協同組合研究について危機感を持っていることがわかりました。」などの感想がありました。

3. 研究員登録制度

2017年度より、研究員登録制度を新たにスタートしました。研究員は研究所の調査研究活動に主体的に参画し、登録を希望する個人会員で構成されます。2月24日現在、38名の会員が研究員に登録されています。現在、研究員には研究所から、研究会案内、研究所通信などを、必要に応じて情報提供をしております（※参考 2016年度の研究委員会登録者は42名）。2018年度は新たな研究員も含めて研究所の活動に参加していただくようになります。

4. 若手研究者の研究活動の活性化

2016年からスタートした若手研究者の集いを引き続き「協同組合」に関する若手研究者の交流の場と位置づけて、若手研究者の主体性を尊重し、支援してきました。若手研究者集会の名前も新しく「コーポラティブ・ラボ」と命名され、2017年度は4回の開催となりました。メンバー同士のつながりを通じて新しい参加者も増えています。

5. 会員生協との連携

企画委員会では、2017年度からテーマを決めて、会員生協が課題と感じている事や、問題意識などを出してもらい、研究者も一緒になって論議する事で、研究者、会員生協相互の交流と理解を深めました。例えば、職員教育として協同組合や生協の根本的な学習が不足しており、それに対して研究所として役立つてもらえないかとの声に対して、どの様な役立ち方が出来るかなどを研究者を交えて議論しています。

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

1. 第25回総会記念シンポジウム

2017年6月24日(土)～25日(日)、同志社大学今出川キャンパス良心館で開催。

全国の役職員、生協組合員、研究者等69団体、161名が参加。

- ・「多様化する生協労働をどう捉えるか」をテーマに開催しました。
- ・今年のシンポジウムでは、これまで多様な雇用、労働形態を採用し成長してきた生協が、それでも必要な労働力が確保できなくなってきた現状と、新しい働き方の探求が模索される中で、生協がそれにどう応えていくのか?協同組合らしい労働のあり方を示し、実行する事が求められる状況を受けて、協同組合の実践家と研究者が「新たな生協労働像」を描くための第一歩として企画されました。
- ・参加者からは「働き方や人手不足の解消についてはやはり『生協の魅力』を確定させ、これから世代の職員に伝えて行かなければならないと思った。」「生協の成り立ちについて勉強になったが今の時代や今後の社会に見合ったマネジメントが必須だと再確認できた。」などの感想をいただきました。

2. 第19回生協組合員理事トップセミナー

2017年12月2日(土)～3日(日)、コープイン京都で開催。

参加状況：18生協50名が申し込み(初参加31名 63%)。

(内訳：会員=11生協35名、非会員生協=7生協15名)

- ・「出資・利用・運営の三位一体の原則」を歴史から学ぶ～ロッヂデールの時代から～」をテーマに開催しました。

- 企画、準備は5名の呼びかけ人の皆さんで会議など準備を重ね、当日の運営も行いました。呼びかけ人はならコープ、コープあいち、京都生協2名、コープしがの計5名の皆さんに担当していただきました。
- 参加者からは、「ロッヂデール原則が社会の変化と共に変わってきていること。出資・利用・運営の三位一体の意味を改めて考え直すことができた。」「時代の流れや状況をいち早くキャッチして、生協らしく、組合員の思いに寄り添って一緒に未来に向かっていきたい。」などの感想をいただきました。

III. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

編集委員会を年10回開催し、季刊『くらしと協同』を年4回発行しました。編集委員の問題意識を企画化し、生活協同組合の今後に活かせる内容になればという思いで発行していました。1回あたり約2000部発行しており団体加入生協、協同組合・研究者・個人会員に送付しています。

読まれた方からは「これはおもしろい」「今回の内容は参考になった」などの感想をいただいております。また、くらしと協同の研究所のこれまでの実績もあり、執筆依頼や取材についてお断りされることはありません。引き続き信頼される紙面作りにあたりたいと考えます。

<2017年企画>

号(発行日)	特集	企画趣旨
夏号 (6月25日)	社会課題に挑む 研究所	協同組合の研究所が研究対象とするものは、利益に直接繫がらないものが多くあります。そこで、社会課題を対象とした研究に取り組んできた研究所について、その歴史や変遷を踏まえた上で、社会課題に研究や研究所が取り組む重要性について考える機会としました。
秋号 (9月25日)	組合員と生協と が出会う「場所」	従来、生協は紙のカタログとチラシを中心にして、組合員との接点をつくってきました。近年インターネットの普及や組合員の多様化、店舗事業や福祉事業といった事業分野の拡大とともに、組合員と生協との接点も多様化しています。従来までの接点と、新しく登場してきた組合員と生協の接点を取り上げて、組合員と生協が出会う「場所」の意義を考えました。
冬号 (12月25日)	格差社会と生協	平等社会といわれてきた日本社会が実は「格差社会」なのではないかといわれ始めて、もう10年以上になります。生協はこの格差社会において何ができるのでしょうか。究極の格

		差社会である産業革命の時代に、それを克服しようと誕生した協同組合が、いま日本に再来した格差社会に対していかなる可能性と課題を抱えているのかを問い合わせました。
春号 (3月25日)	働くことへの満足度を高める研修とは?	協同組合が規模拡大するにつれ、組合員との距離が大きくなる中、協同組合として事業や活動を展開するために、職員の役割は大きいものがあります。マネジメントなどの研修・勉強はもちろん、協同組合理論の研修や勉強も不可欠です。しかし、座学による学びは、現場とかけ離れていることも多く、なかなか理論と現実をつなげることができないのではないかでしょうか。この号では交流や体験も交えた研修について紹介をしました。

2. 報告書等

- (1) 第25回総会記念シンポジウムの報告は、『くらしと協同・増刊号』(2017年9月)として発行しました。
- (2) 第19回生協組合員理事トップセミナーは、2018年3月に『報告集』を発行しました。
- (3) 基幹研究会「くらし福祉研究会」の報告書は諸事情で予定が遅れ、2018年度の発行となりました。

3. ホームページ

新しく出来た研究員制度の案内と登録呼び掛けや、「公募研究会」「自主研究会」申請の追加募集、共催で開催する公開研究会の案内、第1回くらしと協同全体研究会のご案内など、適時、発信をしました。また、『くらしと協同』についても発行にあわせて掲載していました。

4. 研究所通信

新しいとりくみとして、研究所通信を発行し、研究会の開催状況等の情報提供を行いました(月1回)。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

9名が新任理事として就任されました。予算の進捗、重要課題について議論を深めました。また、「くらしと協同の研究所」に期待することなど、テーマを決めてフリートークで論議をおこないました。フリートークで出た意見は研究所の運営や、運営委員会で論議しました。

2. 企画委員会

団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成する企画委員会では、テーマ

を決めて、生協の現場の状況や関心事、問題意識を出し合い、実践家と研究者が共有し、論議を深めました。

3. 運営委員会

- (1) 2017年度から日常の執行機関として新たに運営委員会を新設しました。運営委員会は、研究者の会員から4名、事務局3名の合計7名で構成され、研究所の運営を日常的に担いました。
- (2) 企画委員会で出た意見を運営委員会の中で協議し、研究所の運営に繋げました。
- (3) 今年から新しく始まった、くらしと協同全体研究会の企画、運営を行いました。
- (4) 研究員応募に対して承認を行い、また、公募研究会については審査を行いました(承認は常任理事会)。

4. 編集委員会

- (1) 研究者委員3名、研究所事務局3名、院生事務局3名の9名で構成し、『くらしと協同』の編集を行っています。
- (2) 各号ごとに企画担当を決め、企画担当の企画案を委員会で論議し、企画内容を決めています。
- (3) 若手研究者の発表の場として、協同組合研究者のつながりを広げました。

2017年度収支計算書

2017年3月21日～2018年3月20日(単位:円)

収入の部	予 算	実 績	差 異	備 考
1、会費収入	15,908,000	15,949,000	41,000	
団体(正)	13,920,000	13,980,000	60,000	32団体
団体(賛)	1,020,000	1,020,000	0	10団体
個人(正)	950,000	931,000	-19,000	160人
個人(賛)	18,000	18,000	0	3人
2、事業収入	3,375,000	2,962,430	-412,570	受託研究、シンポ、セミナー、書籍
3、雑収入	0	7,113	7,113	利息など
当期収入合計 (a)	19,283,000	18,918,543	-364,457	
前期繰越収支差額	9,011,785	9,011,785	0	
収入合計 (b)	28,294,785	27,930,328	-364,457	
支出の部				
1、事業費支出	15,881,000	12,303,449	-3,577,551	
①研究人件費	1,800,000	1,800,000	0	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	5,566,000	2,469,437	-3,096,563	
研究交流会費	200,000	318,380	118,380	研究交流会開催費用
くらしと協同全体研究会	400,000	0	-400,000	3月25日実施のため次期に計上
基幹研究会活動費	3,250,000	902,161	-2,347,839	生協労働研究会 会議費等の一部を機関会議と兼ねるなど
公募研究会活動費	750,000	300,000	-450,000	協同組合による貢物支援研究会、新しい協同の研究会、物の整理研究会
会費	616,000	610,000	-6,000	地域と協同の研究センター、流通学会、
研究出張費	50,000	88,630	38,630	
受託調査研究費	0	0	0	
図書購入費	300,000	250,266	-49,734	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	4,215,000	4,447,236	232,236	総会シンポジウム、トップセミナー、公開講座
④教育文化費	4,300,000	3,586,776	-713,224	
「くらしと協同」費用	4,000,000	3,586,776	-413,224	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等費用	300,000	0	-300,000	
2、管理費	3,193,000	3,628,626	435,626	
①機関会議費	1,250,000	1,620,086	370,086	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	25,000	12,390	-12,610	文具、トナー、など
③通信交通費	400,000	481,569	81,569	
④賃借料	1,296,000	1,296,000	0	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	200,000	199,690	-310	会計事務所、パソコン管理、HPなど
⑥支払手数料	20,000	18,291	-1,709	振込料、残高証明書
⑦租税公課	2,000	600	-1,400	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	0	0	0	
3、雑損失	50,000	66,000	16,000	資格喪失者
当期支出合計 (c)	19,124,000	15,998,075	-3,125,925	
当期収支差額 (a - c)	159,000	2,920,468	2,761,468	
次期繰越し差額 (b - c)	9,170,785	11,932,253	2,761,468	

2017年度正味財産増減計算書

2017年3月21日～2018年3月20日

(単位:円)

経常収益	今年度	前年度	増減額	備考
1 会費収入	15,949,000	15,791,250	157,750	
団体会費 (正)	13,980,000	13,800,000	180,000	32団体
団体会費 (賛)	1,020,000	1,020,000	0	10団体
個人会費 (正)	931,000	953,250	-22,250	160人
個人会費 (賛)	18,000	18,000	0	3人
2 事業収入	2,962,430	4,429,460	-1,467,030	受託研究、シンポ、セミナー、書籍
3 雑収入	7,113	454	6,659	預金利子
経常収益計	18,918,543	20,221,164	-1,302,621	

経常費用	今年度	前年度	増減額	
1 事業費	12,303,449	16,756,701	-4,453,252	
①研究人件費	1,800,000	1,680,000	120,000	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,680,000	120,000	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	2,469,437	5,867,366	-3,397,929	
研究交流会	318,380	345,161	-26,781	研究交流会開催費用
研究委員会等活動費	0	1,146,660	-1,146,660	研究委員会
くらしと協同全体 研究会活動費	0	0	0	くらしと協同全体研究会
基幹研究会活動費	902,161	2,441,533	-1,539,372	くらし福祉研究会・生協労働研究会
公募研究会援助金	300,000	200,000	100,000	協同組合による買物支援研究会、新しい協同の研究会、物の整理研究会
会費	610,000	616,000	-6,000	地域と協同の研究センター、流通学会
研究出張費	88,630	32,690	55,940	
受託調査研究費	0	763,871	-763,871	
図書購入費	250,266	321,451	-71,185	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	4,447,236	4,929,010	-481,774	総会シンポジウム・トップセミナー・公開講座
総会記念シンポジウム	2,209,175	2,549,412	-340,237	
組合員理事 トップセミナー	2,238,061	2,291,975	-53,914	
公開講座	0	87,623	-87,623	
④教育文化費	3,586,776	4,280,325	-693,549	
「くらしと協同」作成費用	3,586,776	4,098,993	-512,217	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等作成費用	0	181,332	-181,332	
2 管理費	3,628,626	2,879,509	749,117	
①機関会議費	1,620,086	848,414	771,672	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	12,390	21,568	-9,178	文具、トナー、など
③通信交通費	481,569	392,531	89,038	
④賃借料	1,296,000	1,296,000	0	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	199,690	189,520	10,170	会計事務所、パソコン管理、HPなど
⑥支払手数料	18,291	21,076	-2,785	振込料、残高証明書
⑦租税公課	600	3,000	-2,400	印紙
⑧雑費	0	7,500	-7,500	
⑨備品購入費	0	99,900	-99,900	
3 減価償却費	0	3,999	-3,999	
4 雜損失	66,000	0	66,000	資格喪失者
経常費用計	15,998,075	19,640,209	-3,642,134	
当期経常増減額	2,920,468	580,955	2,339,513	
当期一般正味財産増減額	2,920,468	580,955	2,339,513	
一般正味財産期首残高	9,011,786	8,430,831	580,955	
一般正味財産期末残高	11,932,254	9,011,786	2,920,468	

財産目録

2018年3月20日現在（単位：円）

科 目	金額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	405, 840	
普通預金		
京都銀行・府庁前支店	9, 026, 018	
みずほ銀行・京都支店	0	
郵便貯金 京都衣棚夷川郵便局	3, 293, 894	
未収金 未収会費他	72, 000	
前払金	23, 010	
流動資産合計	12, 820, 762	
2. 固定資産		
備品	1	
固定資産合計	12, 820, 763	
II. 負債の部		
1. 流動負債		
預り金 2019年度会費他	44, 410	
未払金	844, 099	
流動負債合計	888, 509	
負債合計		888, 509
正味財産		11, 932, 254

貸借対照表
2018年3月20日現在(単位:円)

科目	金額	科目	金額
1. 資産の部		II. 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	405, 840	預り金	44, 410
預金	12, 319, 912	未払金	844, 099
未収金	72, 000	流動負債合計	888, 509
前払金	23, 010		
流動資産合計	12, 820, 762	負債合計	888, 509
2. 固定資産		III. 正味財産の部	
備品	1	一般正味財産	11, 932, 254
固定資産合計	1	(うち当期正味財産増減額)	2, 920, 468
資産合計	12, 820, 763	正味財産合計	11, 932, 254
		負債及び正味財産合計	12, 820, 763

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金、預り金、未払金を含めている。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。 (単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金・預 金	9, 902, 667	12, 725, 752
未 収 金	105, 000	72, 000
前 払 金	72, 212	23, 010
合 計	10, 079, 879	12, 820, 762
預 り 金	87, 260	44, 410
未 払 金	980, 834	844, 099
合 計	1, 068, 094	888, 509
次期繰越収支差額	9, 011, 785	11, 932, 253

3. 固定資産の取得額、減価償却累計額、及び期末残高は、次の通りである。 (単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
備 品	200, 000	199, 999	1
合 計	200, 000	199, 999	1

調査報告書

平成 30 年 4 月 24 日

くらしと協同の研究所

理事長 若林 靖永 殿

公認会計士 木田事務所

公認会計士

木田



私は、くらしと協同の研究所の平成 29 年度（平成 29 年 3 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、ならびに、収支計算書及び収支計算書に対する注記について調査を行いました。

調査は、上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているかについて、独立した第三者の立場から検討いたしました。

調査の結果、私は、上記の財務諸表等が、くらしと協同の研究所の平成 30 年 3 月 20 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を、全ての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているものと認めます。

くらしと協同の研究所と私との間には、特別の利害関係はありません。

以上

2号議案 2018年度活動方針及び予算

2018年度 活動方針

はじめに

2017年度から組織改革による新しい運営がスタートしました。新しく出来た研究員制度には2,018年3月現在、39名の方が登録されました。また、3月25日には今年度から始まった「くらしと協同全体研究会」を開催いたしました。今後も組織改革後の運営の中で現れる課題を明確にし、改善していきます。

I. 調査研究活動の推進

第21回総会(2012年)での生協における実践から普遍的な課題を抽出し、優れた実践を理論化することによって、他の生協や地域のさまざまな団体に参考にされる様な研究成果を蓄積していくことを研究所の果たすべき役割とすることを提起しました。この役割に基づき2018年度も調査研究活動を推進します。また、公募研究会や自主研究会など、研究所の研究会がさらに広がるように案内をしていきます。

1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動の推進

(1) 生協労働研究会

2017年度は総会・記念シンポジウムを生協労働研究会に担当していただきましたが、その後の活動が滞りました。2017年度で2年間第1クールを終了しましたが、引き続き第2クールとして2018年度～2019年度にかけて調査、研究を行います。2018年度は購買生協・医療生協への職員意識調査など、生協労働の実態調査をおこなっていきます。

(2) 新しい基幹研究会のテーマの検討

2019年度の新基幹研究会の設置を目指して、2018年度は企画委員会の意見に基づき運営委員会等で議論しながら、テーマを決めていきます。

2. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動の発表、交流を進めるために引き続きくらしと協同全体研究会を開催していきます。2017年度は運営委員会が企画、運営などのすべてを担いましたが、運営委員会が選出した準備会を設置するなど、企画、運営の改善を検討します。

3. 公募研究会・自主研究会の推進

(1) 公募研究会

公募研究会を広げるために、既に活動している公募研究会の研究内容の発信や、公開研究

会の呼掛けなど、活動内容を紹介しながら、新たな研究会の立ち上げを働きかけます。

(2) 自主研究会

2017年度から新設した自主研究会は残念ながら応募がありませんでした。2018年度は、自主研究会を立ち上げるために、「くらしと協同全体研究会」や「公開研究会」など、会員の集まる機会に直接自主研究会について案内し、応募を呼び掛けます。

4. 会員生協と連携した調査研究活動

(1) 第21回総会で確認をした研究所の役割を果たしていくためにも、企画委員会を中心として、テーマを設定して会員生協の事例、問題意識などを交流しながら、研究所の調査、研究活動に繋げて行きます。

(2) 講師活動を推進

会員団体などが組織内の学習や研修などの講師として、研究者の研究を役立てると共に、研究者にとっても生協など実践現場とのつながりが出来る事でさらなる研究に役立つ意味でも、講師活動を進めます。また、研究所から職員研修等のプログラムをつくって提案するなどはできないか、会員生協の要望を聞きながらどの様なプログラムが考えられるかを企画委員会などで検討していきます。

(3) 共同調査、受託調査の推進

共同調査、受託調査などの調査活動は研究所と会員との関係と強めるとともに、研究者の調査、研究活動にとっても重要なものとして、今後も強めて行きます。

<語句説明>

- 共同調査・共同研究とは団体会員または非団体会員と研究所がひとつのテーマで共同して調査・研究することで、その業績（報告書等）は公開を原則とします。費用負担は、共同する団体と研究所で協議して決めます。
- 受託調査とは調査の結果（報告書）を「非公開」とし、費用は委託元の全額負担とし、研究所の収益事業と位置づけます。受託調査に関わる研究者は、日当以外に最終収益に応じて謝礼を別途支給します。
- 上記の調査、研究は、双方で協議の上、契約書を作成することにします。

5. 若手研究者の支援

新しく「コーポラティブ・ラボ」という名前が決まった若手研究者集会は、引き続き「協同組合」に関する若手研究者の交流の場と位置づけ、若手研究者の主体性を尊重し、研究所としても支援していきます。この活動を通じて若手研究者の繋がりが広がることを目指します。

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

1. 第 26 回総会記念シンポジウムの開催

- (1) 2018 年 6/30 (土) 7/1 (日) に、コーポイン京都にて開催します。
- (2) 今年度は良品計画（無印良品）の萩原富三郎様にご登壇いただき、現代のくらしを「無印良品」はどう考えているのか？「無印良品」のミッションを実現するためのしくみや考え方など、「無印良品」と云う存在を深めるための質問にお答えいただきます。
- (3) 2 日目の第 1 分科会は「地域における協同の再発見と再発進—国内外の取り組みから」、第 2 分科会は「超高齢社会における生協の福祉の今」（「くらしと福祉研究会」の研究成果を中心に）、第 3 分科会は「企業の事業性と社会性の両立について考える」（生協および取引先企業の実践から）をそれぞれテーマとして分科会をおこないます。
- (4) 第 27 回総会記念シンポジウムの企画を進めます。

2. 第 20 回生協組合員理事トップセミナーの開催（予定）

- (1) 2018 年 12 月 1 (土) 2 (日)、コーポイン京都にて開催します。
- (2) 企画については、研究者の協力も得ながら、組合員理事で構成する呼掛け人会議で企画の具体化をします。内容は、組合員理事の問題意識にかなった企画になるように工夫します。

III. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

- ・生協が直面する課題に取り組み、未来に向けて実践家の多くの人々に役立つ紙面づくりを行います。
- ・理事会、運営委員会、企画委員会での意見や提案を通して、企画に活かせるようにします。
- ・会員生協はもとより未会員の方々へも購読の普及をすすめます。
- ・若手研究者や新たな研究者など、研究者どうしの広範なつながりから取材・執筆の幅を広げていきます。

2. 報告書等

シンポジウム、セミナー、研究会などの研究活動の成果は報告書を通じて会員等に発信していきます。

3. ホームページ

総会記念シンポやくらしと協同全体研究会等、これから開催するシンポジウムや研究会の宣伝を積極的に行っていきます。研究所の活動紹介や催しの開催案内を発信します。また『くらしと協同』や報告書などの刊行物についても発行に合わせ順次掲載します。

IV. 研究所の運営

2017年度から組織の改革によって新しい運営がスタートしました。2017年度は一部の研究者に負担が集中する状態であった事を受けて、2018年度は幅広い研究者に参加していただく事をめざし、運営を改善していきます。

1. 常任理事会・理事会

常任理事会・理事会では、方針や取組の進捗状況の確認を深めます。また、研究会など、常任理事会での承認事項について協議します。

2. 企画委員会

団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成される企画委員会は、生協の現場の状況や実践事例を実践家と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する場として大切にします。

3. 運営委員会

- (1) 研究者と事務局員で構成され常任理事会のもと研究所の運営を日常的に担います。
- (2) 企画委員会で出された意見・要望について協議し、研究所の研究課題につなぎます。

4. 編集委員会

- (1)『くらしと協同』を年4回発行します。
- (2)各号ごとに企画担当を決め、生協事業を意識しつつ企画の具体化をすすめます。
- (3)若手研究者の発表の場としつつ、協同組合研究者のつながりを広げていきます。
- (4)編集委員である院生事務局による企画もすすめていきます。
- (5)編集委員会の運営を効率的にすすめられる様に改善を検討していきます。

5. 事務局

- (1)各種委員会の事務局として参加するだけでなく、生協現場と研究者をつなぐ役割を果たします。

2018年度予算

2018年度予算は2017年度予算をベースにしながらも、今年度の計画に基づき作成します。

くらしと協同の研究所 2018年度予算(案) 【単位:円】

収 入	2017年度執行額	2018年度予算	前年比	予算意図
1 会費	15,949,000	15,968,000	100.1%	
団体会費（正）	13,980,000	13,980,000	100.0%	
団体会費（賛）	1,020,000	1,020,000	100.0%	
個人会費（正）	931,000	950,000	102.0%	
個人会費（賛）	18,000	18,000	100.0%	
2 事業収入	2,962,430	2,955,000	99.7%	
総会記念シンポジウム	494,000	500,000	101.2%	シンポ収入は昨年と同額を想定
懇親会	240,000	240,000	100.0%	
組合員理事トップセミナー	975,000	975,000	100.0%	トップセミナーの収入は昨年と同額を想定
懇親会	225,000	230,000	102.2%	
OPツアー	0		#DIV/0!	
宿泊	576,000	580,000	100.7%	
書籍販売(くらしと協同)	428,700	430,000	100.3%	
その他	23,730		0.0%	
3 雑収入	7,113	0	0.0%	
当期収入合計 (a)	18,918,543	18,923,000	100.0%	
前期繰越収支差額	9,011,785	11,932,253	132.4%	
収入合計 (b)	27,930,328	30,855,253	110.5%	

支 出	2017年度執行額	2018年度予算	前年比	
1 事業費	12,303,449	14,826,000	120.5%	
①研究人件費	1,800,000	1,800,000	100.0%	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,800,000	100.0%	
②研究活動費(調査研究費)	2,469,437	4,066,000	164.7%	
研究交流会	318,380	350,000	109.9%	コーポラティブ・ラボ予算は15万円増額。
研究委員会等活動費	0	0	#DIV/0!	
くらしと協同全体研究会	0	400,000	#DIV/0!	2018年3月25日開催分及び2019年実施予定分
基幹研究会活動費	902,161	2,000,000	221.7%	基幹研究会は200万円を想定。
公募研究会援助金	300,000	400,000	133.3%	公募研究会新規立ち上げ1、合計4研究会
会費	610,000	616,000	101.0%	
研究出張費	88,630	50,000	56.4%	
受託調査研究費	0		#DIV/0!	
図書購入費	250,266	250,000	99.9%	
③研究企画費(講演講座開設費)	4,447,236	4,660,000	104.8%	
1)基本企画費	4,447,236	4,660,000	104.8%	
総会シンポジウム	1,038,644	1,250,000	120.3%	コーポイン京都会場のため、第24回の費用を見込む。
懇親会	355,000	400,000	112.7%	
報告書	815,531	820,000	100.5%	
組合員理事トップセミナー	1,070,781	1,000,000	93.4%	
懇親会	267,000	280,000	104.9%	
宿泊	640,000	660,000	103.1%	講師、事務局6名宿泊分をプラス
OPツアー	0		#DIV/0!	
報告集	260,280	250,000	96.1%	
2)公開研究会・公開講座・シンポジウム	0		#DIV/0!	
④教育文化費	3,586,776	4,300,000	119.9%	
「くらしと協同」作成費用	3,586,776	4,000,000	111.5%	
報告書等作成費用	0	300,000	#DIV/0!	くらし福祉研究会報告書費用
2. 管理費	3,628,626	3,915,000	107.9%	
①機関会議費	1,620,086	1,627,000	100.4%	
懇親会	115,560	120,000	103.8%	
理事会	695,450	700,000	100.7%	
常任理事会	98,300	100,000	101.7%	
企画委員会	107,246	107,000	99.8%	
運営委員会	394,060	400,000	101.5%	
その他の会議	209,470	200,000	95.5%	
②消耗品	12,390	20,000	161.4%	
③通信交通費	481,569	750,000	155.7%	ゆうメール、ゆうパック値上げのため費用を1.5倍で見込む
④賃借料	1,296,000	1,296,000	100.0%	
⑤委託業務費	199,690	200,000	100.2%	
⑥支払手数料	18,291	20,000	109.3%	
⑦租税公課	600	2,000	333.3%	
⑧雑費	0	0	#DIV/0!	
⑨備品購入費	0	0	#DIV/0!	
3 雑損失	66,000	0	0.0%	
当期支出合計 (c)	15,998,075	18,741,000	117.1%	
当期収支差額 (a - c)	2,920,468	182,000	6.2%	
次期繰越し差額	11,932,253	12,114,253	101.5%	

第26回総会議案書 資料集

(資料) 活動日誌

2017年

- 6/24 第25回総会、総会記念シンポジウム
- 6/25 総会記念シンポジウム分科会
- 6/25 若手研究者集会
- 6/28 西日本産直協議会参加
- 7/5 組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
- 7/19 新理事長と新運営委員会の打合せ
- 8/10 編集委員会/企画委員会/運営委員会
- 9/5 編集委員会/運営委員会
- 9/9 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
- 9/12 組合員理事トップセミナー講師打合せ
- 9/16 常任理事会
- 9/22 『くらしと協同』秋号発送
- 9/29 組合員理事トップセミナー案内発送
- 10/6 企画委員会
- 10/16 運営委員会/若手研究者集会
- 10/18 生協総研公開研究会共催（スイスの2大生協）
- 10/28 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
- 11/4 常任理事会
- 11/6 運営委員会
- 11/20 編集委員会/運営委員会
- 11/29 組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
- 12/2 組合員理事トップセミナー
- 12/3 組合員理事トップセミナー
- 12/9 生協総研公開研究会共催（ホリヨークとゴダン）
- 12/16 第1回理事会
- 12/27 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議

2018年

- 2/5 編集委員会/運営委員会
- 2/7 第26回総会記念シンポジウム打合せ（若林理事長、加賀美先生、事務局）
- 2/15 企画委員会
- 2/24 常任理事会
- 3/9 運営委員会/編集委員会

- 3/17 若手研究者集会
- 3/23 『くらしと協同』春号・第26回総会記念シンポ1次案内発送
- 3/25 くらしと協同全体研究会
- 4/7 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
- 4/16 研究所会計監査
- 4/19 総会記念シンポ打合せ（良品計画本社：萩原様、若林先生、加賀美先生、高木）
- 4/23 運営委員会
- 4/24 研究所会計監査報告（監査法人グラビタス）
- 4/27 第26回総会記念シンポ2次案内発送
- 5/12 常任理事会/理事会
- 5/19 生協総研公開研究会共催（1980年代からの協同組合研究の一齣）
- 5/25 企画委員会
- 5/30 運営委員会
- 5/31 監事監査
- 6/4 編集委員会
- 6/30 第26回総会記念シンポジウム
- 7/1 第26回総会記念シンポジウム

(資料) 研究員の講師紹介、講師活動の情報

期間：2017年3月21日～2018年3月20日

50音順、敬称略

青木 美紗

- ・京都生協北部ブロック総代のつどい講演、「くらしと協同について考える」
2017年10月12日、コーポイン京都。
- ・平成29年度「フレミズ活動“わたしの一歩”」作文コンクール審査委員長
- ・島とくらしの未来研究所「淡路島未来の仕事と働き方プロジェクト」第1回研究会
講師「古くて新しい協同組合とこれからの地域」2017年10月21日、島の学舎。
- ・鳥取県生協理事研修講師、「くらしのなかの協同をみつめなおす」2017年11月29日、
伯耆しあわせの郷。
- ・兵庫県生活協同組合連合会新春トップセミナー講師、「協同組合の役割と今後の展望」2018年1月6日、兵庫県民会館。
- ・おおさかパルコープ組合員活動推進学習会講師、「エシカルって？みんなが笑顔になる消費」2018年1月25日、おおさかパルコープ本部。
- ・大学生協関西北陸ブロック学習会講師、「協同組合とは？その理念と活動」
2018年1月27日、大学生協大阪会館。

加賀美 太記

- ・全国大学生協連・関西北陸ブロック「大学生協に期待するもの」
- ・全国大学生協連 中國・四国ブロック「歴史と事例から学ぶ大学生協」
- ・地域と協同の研究センター「非営利組織のマーケティング論」

川口 啓子

- ・「職場づくりと民主主義－管理労働、幹部の役割」2017年3月／鹿児島医療生協（民医連県連幹部研修）
- ・「職場づくりと民主主義－民医連職員の育成」2017年11月／香川医療生協（民医連中四国管理者研修）
- ・「職場づくりと民主主義－仕組み・会議・事務－」2018年1月／尼崎医療生協（中堅管理者研修）
- ・「老いる前に「物」の始末を」2018年1月／コンシューマーズ京都
- ・「イキイキと働ける職場をつくろう」2018年1月／よどがわ市民生協（全職員集会）
- ・「民主的な職場づくりと幹部の役割－会議の在り方を中心に」2018年3月／かわち野医療生協（管理者研修）

杉本 貴志

- ・生活協同組合とは何か～生協の「始まり」と「課題」から考える～
大阪いずみ市民生活協同組合 新入協職員研修
2017年3月27日、大阪いずみ市民生協本部
- ・労働者協同組合とは何か～協同組合と営利企業は、どこが、どう違うのか？～
社会福祉法人ヘルプ協会
2017年3月27日、ヘルプ協会ぐろーりあ
- ・協同組合とは何か？ いま生協と組合員理事に期待される役割
生活クラブ京都エル・コーポ2017年度理事研修
2017年4月3日、生活クラブ京都エル・コーポ 西センター
- ・協同組合の誕生と展開 大学生協に期待される役割を考えるために
大学生協関西北陸ブロック主催賀川豊彦研修ツアー2017
2017年6月11日、コーポこうべ協同学苑
- ・協同組合の原則とこれからの生協への期待 ～生協運動の「原点」と「現状」から考える
生活協同組合連合会コーポ九州事業連合2017年度次世代リーダー育成学校
2017年6月22日、グローバルアリーナ（福岡県宗像市）
- ・協同組合史 1～生協の母国イギリスの生協運動から学ぶ～
地域と協同の研究センター 第3期「協同の未来塾」 第1回
2017年6月30日、ワークライフプラザれあろ
- ・協同組合史 2～日本の生協運動の「歴史」と「現状」から考える～
地域と協同の研究センター 第3期「協同の未来塾」 第1回
2017年6月30日、ワーカライフプラザれあろ
- ・協同組合の社会的役割を考える～生協の母国イギリスと日本の生協～
奈良県生活協同組合連合会2017年度生協組合員理事交流会
2017年7月10日、大和郡山市市民交流館

- ・協同組合の歴史と日本の生協運動への期待
地域と協同の研究センター第9期共同購入事業マイスターコース 第2回
2017年7月29日、ワークライフ・プラザ れあろ
- ・協同組合の原点とは？大学生協に期待される役割を考えるために
全国大学生活協同組合連合会関西北陸ブロック全体専務理事会議
2017年8月4日、大学生協大阪会館
- ・生活協同組合とは何か～生協の「始まり」と「課題」から考える～
生活協同組合コープあいち2017年度コープこうべ協同学苑研修
2017年9月25日、コープこうべ協同学苑
- ・協同組合としての全労済を考えるために～「共益」と「公益」をめざす組織で働くということ
2017年度全労済関西統括本部主催新任役員（非常勤役員）研修会
2017年10月4日、大阪新阪急ホテル
- ・生活協同組合は社会課題といかに対峙すべきか～世界と日本の協同組合史から考
える～、2017年度コープあいち・コープこうべ合同職員研修
2018年2月9日、コープこうべ協同学苑

くらしと協同の研究所 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4階）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

(目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業を行なうとともに、協同の事業に関する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それを通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
 - 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその活用
 - 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
 - 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に対する助成
 - 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
 - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

第2章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができます。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

(会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用するこ、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費の口数等によるものとします。

(退会)

第8条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会すること

ができます。

(資格の喪失)

第9条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(拠出金品の不返還)

第11条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費および他の拠出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員

(役員)

第12条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20名以上30名以内
- 2) 監事 2名以上5名以内

(役員の選出)

第13条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長1名、専務理事1名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第14条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議するとともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第15条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員の任期)

第16条 研究所の役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行ないます。

(解任)

第17条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第18条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

第4章 会議

(理事会の召集等)

第 19 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集します。

2. 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第 20 条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関すること
 - 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
 - 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関すること
 - 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
 - 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
 3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
 - 1) 理事会提出議案の作成に関すること。
 - 2) 理事会議決事項の執行に関すること。
 - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務に関すること。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会を年 1 回開催するものとし、理事長が招集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集します。
3. 理事長は、会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条 3 項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要事項

(総会の定足数等)

第 25 条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。
3. 総会の議事は、出席した会員の過半数でもって決し、可否同数のときは議長の決する

ところによるものとします。但し、第 24 条 1 項 5 号に定める解散は、出席した会員の 3 分の 2 以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第 26 条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第 27 条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事が招集し、団体会員から 5 名、個人会員から 4 名を上限に、事務局長を含めて構成し、常任理事会が委員を任命します。
3. 企画委員会の目的、運営等に必要な規程を別に定めるものとします。

(運営委員会)

第 28 条 研究所には、運営委員会を設けます。

2. 運営委員会は、事務局員及び 3 名以上 5 名以内の研究者で構成します。運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が招集し、月 1 回の開催とします。
3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。

(研究会)

第 29 条 研究所には研究会、研究発表、交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。

(議事録)

第 30 条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が記名押印の上、これを保存します。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 31 条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第 33 条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および收支予算)

第 34 条 研究所の事業計画およびこれに伴う收支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第 35 条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第 36 条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の 1 口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1 口月額 500 円（年額 6 千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1 口月額 5 千円（年額 6 万円）

(会計年度)

第 37 条 研究所の会計年度は、毎年 3 月 21 日に始まり、翌年 3 月 20 日に終了するものとし

ます。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

第6章 事務局

(設置等)

第38条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

第7章 補足

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993年6月26日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994年6月25日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995年9月9日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002年6月22日）から施行します。
4. この規約の改正は、第二十四回総会の日（2016年6月25日）から施行します。
5. この規約の改定は、第二十五回総会の翌日（2017年6月25日）から施行します。

くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第34条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

(団体会員の会費)

第1条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	5億円未満	1/2口	月額 2.5千円 (年額 3万円)
10億円未満	1口	5千円 (6万円)
25億円未満	2口	1万円 (12万円)
50億円未満	4口	2万円 (24万円)
75億円未満	6口	3万円 (36万円)
100億円未満	8口	4万円 (48万円)
150億円未満	9口	4.5万円 (54万円)
200億円未満	10口	5万円 (60万円)
250億円未満	11口	5.5万円 (66万円)
300億円未満	12口	6万円 (72万円)
350億円未満	13口	6.5万円 (78万円)
400億円未満	14口	7万円 (84万円)
450億円未満	16口	8万円 (96万円)
500億円未満	18口	9万円 (108万円)
550億円未満	20口	10万円 (120万円)
600億円未満	25口	12.5万円 (150万円)
600億円以上	30口	15万円 (180万円)

(2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1口月額5千円 (年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(3) 生協以外の協同組合等

1口月額5千円 (年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(4) 特定非営利法人等

1/2口月額2.5千円 (年額3万円)、1/2口以上の口数加入とします。

(団体賛助会員の会費)

第2条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	50億円未満	1口	月額 5千円 (6万円)
100億円未満	2口	1万円 (12万円)
200億円未満	3口	1.5万円 (18万円)
300億円未満	4口	2万円 (24万円)
400億円未満	5口	2.5万円 (30万円)
500億円未満	6口	3万円 (36万円)
600億円未満	7口	3.5万円 (42万円)
700億円未満	8口	4万円 (48万円)
700億円以上	10口	5万円 (60万円)

(2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1口月額5千円 (年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(3) 全国連合会

第2条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

(4) 生協以外の協同組合等

第1条（3）正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

（5）株式会社等

1口月額5千円（年額6万円）、1口以上の口数加入とします。

（6）特定非営利法人等

1/5口月額1千円（年額1万2千円）、1/5口以上の口数加入とします。

（個人会員の会費）

第3条 会員たる個人の会費は、1口月額500円（年額6千円）とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額（年額3千円）とします。

（会費の納入）

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

（配布等の基準）

第5条 団体会員（賛助会員）がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

（会費基準の改訂）

第6条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

付則 本基準は、1993年6月26日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003年4月26日（2002年度第4回理事会の日）から施行します。

3. 本基準の改定は、2006年4月22日（2005年度第3回理事会の日）から施行します。

くらしと協同の研究所 企画委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋げます。

(役割)

第3条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋げます。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

(構成)

第4条 企画委員会は、専務理事、団体会員4名、個人会員4名、事務局長で構成され、委員の総数は9名とします。企画委員会は専務理事が主宰します。

(委員の選任)

第5条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から運営委員会が推薦し、常任理事会が任命します。

2. 運営委員会は近畿圏エリアの団体会員から推薦します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年4回開催し、本規程第3条に定める役割を担います。

(報酬等)

第8条 委員のうち、団体会員は旅費規程Iにより交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

(事務局)

第8条 企画委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所運営委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第27条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第3条 研究所規約第3条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、規約第28条にもとづき、近畿圏エリアの団体会員より企画委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
4. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
5. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
6. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

(構成)

第4条 運営委員会は、研究所事務局員全員、個人会員3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

(委員の選任)

第5条 委員となる個人会員及び事務局員全員及び委員長は常任理事会が任命します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、月1回開催し、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

(報酬等)

第9条 委員は旅費規程Ⅰにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局は別途基準により支給する。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(議事録)

第10条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

『くらしと協同』編集委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第31条に定める『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

(役割)

第3条 くらしや協同をめぐり社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信します。

(構成)

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局全員、院生事務局全員で構成されます。

(委員の選任)

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

(報酬等)

第8条 編集委員は旅費規程Ⅰにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。

(事務局)

第9条 編集委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究会等設置規程（新設）

（総則）

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

（目的）

第 2 条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第 3 条の目的実現に貢献します。

（研究会の種類）

第 3 条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の 3 種類があります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

（基幹研究会）

第 4 条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。
3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。
4. 研究期間は 2 年間を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。
5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。
7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は 3 割を超えない範囲を原則とします。

（公募研究会）

第 5 条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は 2 年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年 3/20 の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2 年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は 2 万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間を上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（規程の改正）

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究員規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第33条に定める研究員登録制度の目的と役割、手続きについて定めます。

(目的)

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(構成)

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

(役割)

第4条 研究員は次の活動を行います。

- ・研究所の調査・研究活動
- ・講師活動

(手続き)

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

(広報)

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

(報酬等)

第7条 研究員は無給とします。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同全体研究会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表、交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」(以下「全体研究会」という)の目的と役割について定めます。

(目的)

第 2 条 全体研究会は、研究所の研究活動に係る分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第 3 条 研究所規約第 3 条の定める研究所業務の調査研究業務に貢献します。

2. 全体研究会は各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流を行います。

(準備会当)

第 4 条 全体研究会は運営委員会の長が主宰します。

2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。

準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。

(報告者・運営者の報酬当)

第 5 条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とします。

(事務局)

第 6 条 全体研究会の事務局は規約第 36 条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第 7 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日(第 25 回総会の翌日から施行します。)

くらしと協同の研究所 旅費規程Ⅰ

(目的)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第18条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行すめたに出張する場合の旅費交通費、宿泊費、日当の支給について定めます。

(旅費交通費)

第2条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。

2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとします。
3. 起点は自宅または勤務先からとします。

(宿泊)

第3条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。

2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。

(食事)

第4条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第1条に規程する業務が午後1時まで、または午後8時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。

(日当)

第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができるものとします。

(支給額)

第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。

旅費交通費 料金実費（特急券、座席指定券ふくむ）	宿泊費 14000円を上限	食費 昼 1000円 夜 1500円	日当 3000円
-----------------------------	------------------	--------------------------	-------------

会議、研究会ごとの対象基準は下記の通りです。

会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当
理事会・常任理事会	実費	○	○	○
企画委員会・運営委員会				
監事会				
基幹研究会	実費	○	○	○
共同研究	実費	○	○	なし
公募研究会	なし	なし	なし	なし
自主研究会	なし	なし	なし	なし
編集委員会（但し原稿料が発生する取材には日当は無し）	実費	○	○	※○
受託調査	実費	○	○	○

（費用の精算）

第7条 この規程に関する費用の精算は、原則として1週間以内に領収書（および費用支出を認める証憑）を添えて研究所事務局に請求するものとします。

(仮払い)

第8条 業務に関わる必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いをうけることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後1週間以内に領収書（および証憑）を添えて精算するものとします。

(運用)

第9条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。

付則 1.この規程は、1994年4月7日より施行します。

2.この規定改正は2017年6月25日より施行します。

以上

